

中継局共同利用推進全国協議会 開催要綱

1. 趣旨

放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）により可能となる地上波中継局の共同利用等、放送ネットワークの効率化に向けた検討を行うとともに、関係者の役割分担の明確化や共通課題・先行事例の共有等により地域における検討を促進することを目的として、「中継局共同利用推進全国協議会」（以下「全国協議会」という。）を開催するものである。

2. 検討事項

- (1) 中継局共同利用会社の在り方の検討
- (2) 地上波テレビジョン中継局の共同利用実現に向けたロードマップの作成
- (3) 地域の課題や先行事例の情報集約・共有
- (4) その他必要な事項の整理・調整

3. 構成・運営

- (1) 全国協議会は、趣旨に賛同する次の団体・事業者、機関により構成する。

①構成員

- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 日本放送協会
- 総務省
- 各地域協議会（放送対象地域又はブロック単位で希望する地域において設置された協議の場をいう。以下同じ。）の代表
- 全国協議会の運営のために必要となる者

②オブザーバー

- 各地域協議会の発足に向けた検討を行う地域ごとの会合の代表
- その他検討の際に必要と認められる者

- (2) 全国協議会の事務局は、総務省が一般社団法人日本民間放送連盟及び日本放送協会の協力を得て務めるものとする。

- (3) その他、全国協議会の運営に必要な事項は、構成員が協議の上、決定する。

4. 開催時期

第1回を令和5年12月25日に開催し、以後必要に応じて開催する。

構成員

(令和5年12月25日時点)

※ 敬称略、五十音順

小笠原 陽一	総務省情報流通行政局長
川島 徳之	一般社団法人日本民間放送連盟・技術委員会委員・株式会社フジテレビジョン専務取締役
寺田 健二	日本放送協会理事・技師長
羽牟 正一	一般社団法人日本民間放送連盟・技術委員会委員長・関西テレビ放送(株) 代表取締役社長